

CGRP21 - 08

ASNITE公表用文書

ASNITE校正認定の一般要求事項 (案)

(第8版)

平成18年3月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

- 目次 -

1.目的	3
2.適用範囲	3
3.引用文献	3
4.用語	4
5.校正事業者の認定のための審査基準	5
5.1 JIS Q 17025	5
5.2 JIS Q 17025の適用方針	5
5.2.1 測定の不確かさの表現	5
5.2.2 校正証明書	5
5.2.2.1 校正証明書の様式	5
5.2.2.2 校正証明書への署名等	5
5.2.2.3 記載事項	5
5.2.2.4 校正証明書の扱い	6
5.2.2.5 校正証明書に用いる言語	6
5.2.2.6 認定範囲外の結果を校正証明書に含む場合	6
5.2.2.7 手書きの校正証明書	7
5.2.2.8 校正証明書の複写	7
5.2.2.9 意見及び解釈	7
5.2.3 下請負契約	7
5.2.4 現地校正	7
5.2.5 ASNITE校正用参照標準	7
5.2.5.1 保有形態	8
5.2.5.2 校正周期	8
5.2.6 要員	8
5.2.7 トレーサビリティ方針	8
6.申請事業者及び認定事業者の遵守事項	8
7.技能試験要求事項	9
7.1 技能試験の分類	9
7.2 技能試験への参加に関する要求事項	9
8.認定シンボルの使用に関する規定	9
8.1 基本方針	9
8.2 認定シンボル	10
8.3 校正証明書等に使用する場合	10
8.3.1 様式の届出	10
8.3.2 校正証明書等に認定シンボルを付す場合の認定番号の記載	10
8.4 宣伝等における認定シンボルの使用	10
8.5 認定シンボルの使用停止及び禁止	10
9.校正ラベル	10
10.届出の義務	11
11.サーベイランス	11
付属書1 校正証明書の様式例	12
付属書2 現地校正を行う場合の要求事項	15
付属書3 仕様への適合性の評価に関する指針	18
付属書4 遠隔校正を行う場合の特定要求事項	21

ASNITE校正認定の一般要求事項

1.目的

この文書は、認定センターが運営するASNITE校正事業者認定サブプログラム（以下「ASNITE校正」という。）に基づき、認定国際基準に対応する校正事業者がASNITE校正の認定を受ける又は維持するために必要な事項を定める。

備考1：ASNITE校正は、JCSSを補完することを目的とした認定プログラムである。したがって、ASNITE校正の認定は、参照標準のトレーサビリティをJCSS以外に確保している場合に適用する。

例えば、現在日本に国家計量標準がないため、外国の国家計量標準機関を通じて、国際単位系(SI)にトレーサビリティを確保する校正事業者を認定する。また、JCSSが適用されない外国の校正事業者についても、ILAC越境認定の方針を考慮しつつ、認定する。

備考2：組立量について、一部の計量標準が国家計量標準としてJCSSで供給されているが、その組立量に必要な計量標準が供給されていない場合であって、その供給されていない計量標準が備考3によって国際単位系(SI)にトレーサビリティが確保できる場合は、ASNITE校正の対象とする。また、JCSSでは供給されていない、又はされない予定の組立量についても、その組立量に必要な個々の計量標準がJCSS又は国際単位系(SI)へのトレーサビリティが確保できる場合は、ASNITE校正の対象とする。

備考3：国際単位系(SI)へのトレーサビリティは、メートル条約に基づく相互承認(MRA)の協定に参加している国家計量標準機関、又はAPLAC/MRA、ILAC/MRAに署名した認定機関に認定された校正事業者を通じて確保される。

2.適用範囲

- (1) このASNITE校正認定の一般要求事項（以下「一般要求事項」という。）は、ASNITE校正の認定を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）及び認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に適用する。
- (2) この一般要求事項は、申請事業者及び認定事業者が満たさなければならない要件のうち、事業区分、種類及び校正範囲（以下「事業区分等」という。）に関わらず、全体に共通するものをまとめたものである。
- (3) この一般要求事項は、校正機関認定に関する国際基準に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3.引用文献

- ・ JIS Q 17025 (2000) : 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 (ISO/IEC 17025:1999と同等)
- ・ JIS Z 8103 (2000) : 計測用語
- ・ ISO/IEC 17011(2004) :Conformity assessment -General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies
- ・ ISO/IEC GUIDE 2 : General terms and their definitions concerning standardization and related activities
- ・ VIM (1993) : 国際計量基本用語集 (International Vocabulary of Basic and General Terms in Metrology)
- ・ GUM (1995) : 計測における不確かさの表現のガイド (Guide to the Expression of Uncertainty in Measurement)

認定制度品質マニュアル: (UQM)

- ・「JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(IDT, ISO/IEC 17025)」の理解のために-試験所・校正機関及び認定審査員のための解説-: (ASG101)
- ・ILAC-G8 (1996) : 仕様への適合性の評価及び報告に関する指針

4.用語

この一般要求事項では、認定制度品質マニュアルで使用される用語を使用するほか、ISO/IECガイド2及びVIMで定義された用語を用いる。

また、この文書では、次の用語を定義する。

(1) ASNITE校正用参照標準

国際単位系(SI)へのトレーサビリティが確保され、かつ、認定事業者が校正を行う事業所における最上位の標準をいう。(以下「参照標準」という。)

備考1 : 国際単位系(SI)へのトレーサビリティの確保は、トレーサビリティを実証できる別々の校正機関で段階的に行われる場合がある。

備考2 : 国際単位系(SI)とは、BIPMのCMCテーブルに定められたものに限る。ただし、CMCが未整備の分野については、当面の間はCC等での合意が得られているものも併せてSIの対象とする。

(2) トランスファスタンダード

国際単位系(SI)へのトレーサビリティが確保された計量器(測定標準を含む。)であって、現地校正に携行するもの。

備考 : ASNITE校正では、認定事業者が現地校正のみを行う場合、参照標準とトランスファスタンダードが同一の場合がある。

(3) 最高測定能力

ASNITE校正の認定においては、校正事業者が認定事業の範囲で実施する校正の最小不確かさとして最高測定能力を定義し、その定義に基づいて審査を行い、認定する。この最高測定能力は、詳しくは以下のように定義する。

最高測定能力 : 「ある測定量(measurand)の一つの単位又は一つ以上の値を定義、実現、保持又は再現しようとするほぼ理想的な測定標準(校正対象物)のおおよそ日常的な校正を実施する場合、又は該当する量の測定のために設計されたほぼ理想的な測定器のおおよそ日常的な校正を実施する場合において認定の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ」

備考1 : 最高測定能力は、認定事業者の適用範囲を定義するのに用いられるパラメータの一つであり、その他のパラメータには物理量の種類、校正方法、校正対象物の種類、測定範囲等がある。

備考2 : 最高測定能力は、認定証にその他のパラメータとともに明記される。また、認定センターがウェブサイトのホームページ等により公表する認定事業者のダイレクトリにも記載され、事業者の潜在的顧客に対し必要な情報を提供するために用いられる。

備考3 : 最高測定能力の定義の中で「認定の範囲の内で」という用語を使用しているが、これはASNITE校正として「最高測定能力」という用語を使用する場合に校正事業者が認定を受ける/受けた事業の適用範囲の内で達成できる最も小さい測定の不確かさを意味し、必ずしもその事業者が持つ最高水準の能力(最小不確かさ)を意味するものではない。また、校正証明書に記載する不確かさに、最高測定能力を濫用してはならない。

同時に、最高測定能力の定義は、認定事業者がその認定において最高測定能力より小さい測定の不確かさを主張する権利が与えられていないことを示唆するものであ

る。実際の校正プロセスが測定の不確かさを増加させることが実証されるときは、最高測定能力に対応する不確かさよりも大きな不確かさを記述するよう求められているということである。概して、校正対象機器は不確かさにある寄与を与えるであろう。いうまでもなく、実際の測定の不確かさは決して最高測定能力より小さくはないであろう。ただし、ある量に変化する一定の範囲での最高測定能力を、1つの数値で表す場合には、その範囲で最大の不確かさを記述しなければならない。また、実際の不確かさを記述する際、認定事業者はGUMの原則を適用するよう求められる。

備考4： 最高測定能力は、その測定範囲を示すパラメータによる数式で記述されることが望ましい。それが困難な場合は、認定の範囲を細分して、その測定範囲ごとの不確かさを示すものとする。

備考5： 最高測定能力 (BMC)と、国立標準研究所における校正・測定能力 (CMC)は同じ意味である。

(4) 認定国際基準

認定センターが、APLAC、ILAC等の地域又は国際試験所認定機関協力機構の国際相互承認 (MRA)に署名することにより生じる、試験所・校正機関認定制度の国際的な要求事項のこと。

(5) 定期検査

認定国際基準への継続的な合致及び技術能力の維持を確認するため、認定センターが行う原則として定期の現地訪問。部分検査及び全項目検査がある。

5. 校正事業者の認定のための審査基準

5.1 JIS Q 17025

ASNITE校正は、JIS Q 17025の該当する項目を審査基準とする。(以下、JIS Q 17025をASNITE校正の審査基準として引用する場合には、「審査基準」という。)

認定事業者及び申請事業者は、JIS Q 17025の該当する要求事項に適合しなければならない。

5.2 JIS Q 17025の適用方針

ASNITE校正では、審査基準を採用するために一部の要求事項について適用方針を定める。認定事業者及び申請事業者は、審査基準に関し5.2.1項から5.2.7項に定める適用方針を含めて適合しなければならない。

5.2.1 測定の不確かさの表現 (JIS Q 17025 5.4.6項)

ASNITE校正では、その校正における測定の不確かさをGUMに基づいて評価し、拡張不確かさの形で測定結果とともに表示することを原則とする。この場合において、包含係数(k)は信頼の水準約95%に対応する区間を与えるものとしてk=2を通常採用する。ただし、タイプA又はタイプBによって評価された不確かさのある要因が全体の不確かさに重大に寄与する場合はそれを評価し、GUM付属書Gに従って適切な包含係数を算出し、表記するものとする。また、有効自由度が適切に見積もれる場合においても、包含係数を算出し表記してもよい。

5.2.2 校正証明書 (JIS Q 17025 5.10項)

5.2.2.1 校正証明書の様式

校正証明書の様式は、JCSSにおける技術的要求事項適用指針(各分野別)に規定する様式がある場合にはその様式を参考とし、認定事業者が定めた様式であって、認定センターに提

出したものを使用すること。

5.2.2.2 校正証明書への署名等

- (1) 校正証明書の発行(承認)に責任を有する者は、認定センターに校正証明書発行責任者として届け出ること。また、校正証明書発行責任者の不在の場合に備えて代理者を指名すること。校正証明書発行責任者及び代理者は複数名置いてもよい。
- (2) 校正証明書発行責任者は、校正証明書に署名又は同等の識別を付すこと。署名又は同等の識別については電子的な媒体による作成を行ってもよい。ただし、この場合、署名又は同等の識別は個人を特定できるものであり、不正な複製に対する安全保護がなされていること。

5.2.2.3 記載事項

校正証明書の記載事項は次のとおりとするほか、JIS Q 17025の5.10.2項及び5.10.4項の規定、この一般要求事項8.に定めるASNITE校正認定シンボル(以下「認定シンボル」という。)の使用に関する規定のとおりとする。

- (1) 校正証明書発行責任者は、校正証明書に署名又は捺印すること。
- (2) 校正を行った計量器の名称、製造者名及び識別番号は、当該計量器を特定することができるものとする。
- (3) 計量器の校正の依頼をした者の住所については、依頼者から要求があった場合には、都道府県名のみ記載としてもよい。
- (4) 認定シンボルを付して発行する校正証明書には、校正の結果及び測定の不確かさを必ず記載するものとする。特定された計量仕様若しくはその項目に対する適合性の表明は、前述の条件を満たすとき証明書に含めてよいものとする(JIS Q 17025 5.10.4.1 b)項関連)。適合性の表明を行う場合には、付属書3(仕様への適合性に関する指針)に従うことが望ましい。

なお、特定された計量仕様への適合性の表明は、製品認証との混同を避けるために、校正事業の対象となる測定の結果についてのみの適合性の表明に限定しなければならない。すなわち、JIS製品規格やOIML規格(機能要求事項等を含む)全体への適合表明ではなく、それらの規格のどの項目(計量仕様)に適合(不適合)であるかを明確にすることが重要である。

例えば、この方針にしたがって、ブロックゲージの計量仕様への適合表明をする場合、次のように記載しなければならない。

「このブロックゲージの寸法偏差はJIS B 7506の(6.3)寸法偏差における1級に適合しています。」

- (5) 計量器の校正の年月日については、校正に要したすべての実施年月日(期間であってもよい)又は実施期間のうち最終日を記載するものとする。
- (6) 認定シンボルを付して発行する校正証明書には、発行者の書面による承諾がない限り、この証明書の一部のみを複製して用いてはならない旨についても記載するものとする。なお、国際単位系(SI)にトレーサブルである旨の記載については、併せて行ってもよいものとする。これらの記載文例は、付属書1を参照のこと。
- (7) 校正証明書には、JIS Q 17025に適合していることを認定されている旨の表記を行ってもよい。これらの記載文例は、付属書1を参照のこと。
- (8) ASNITE校正の認定機関である認定センターがAPLAC及びILACの相互承認協定に加盟している旨の表記を行ってもよい。この場合の記載文例は、付属書1を参照のこと。
- (9) 依頼者との合意がある場合は、次回校正時期に関する推奨を記載することができる。

5.2.2.4 校正証明書の扱い

校正証明書のオリジナルは、1件の校正対象又は校正結果に対して複数部発行してもよい

ものとする。この場合においては個々の校正証明書に固有の識別を必要とする。校正証明書のカラーコピー等による複写については、原則、禁止する。ただし、その複写の表面に「COPY」、複写」、「写し」等の明瞭な表示があり、正本と区別できる場合には、この限りではない。

5.2.2.5 校正証明書に用いる言語

校正証明書に用いる言語は、日本語又は英語とする。

5.2.2.6 認定範囲外の結果を校正証明書に含む場合

校正証明書には、認定範囲外の測定結果を含んでもよいが、その結果は認定範囲外であることが明確に識別されること。認定範囲内の測定結果が一つも含まれない場合は、認定シンボルを付した校正証明書は発行できない。

備考1：「認定範囲外の測定結果」とは、認定を受けた校正の範囲（レンジや最高測定能力）の外の測定結果であってもよいし、該当する校正の結果に直接影響しない測定結果であってもよい。ただし、この場合にあっても認定校正に関連する測定に限定されるべきである。

備考2：分銅校正における協定値によらない質量値算出のために必要な体積測定などは、該当する量そのものの測定ではないが、校正の結果に直接影響する測定であり、認定の適用範囲内に含まれるべきものである。

備考3：校正対象物が異なるような、該当する認定校正と異なる測定の結果については関連する測定とはみなされない。

5.2.2.7 手書きの校正証明書

手書きによる校正証明書の発行を認めるものとするが、この場合、校正証明書の内容は、明確かつ簡明であり、容易に消えない方法で記載されたものであること。

5.2.2.8 校正証明書の複写

認定事業者は、顧客による校正証明書のカラーコピー等による複写を、原則的に禁止しなければならない。

ただし、その複写の表面に「COPY」、複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

5.2.2.9 意見及び解釈

意見及び解釈は、ASNITE校正認定の範囲外とする。したがって、意見及び解釈は認定外である旨の明確な識別がない限り認定シンボルを付した校正証明書に記載することはできない。

5.2.3 下請負契約（JIS Q 17025 4.5項）

認定センターは、校正の下請負契約の要求事項に対して、次のとおり適用するものとする。ただし、この方針は下請負契約によって行われた校正の結果を自身の認定シンボルを付して発行する校正証明書に認定範囲内の結果として記載する場合に適用するものであり、認定範囲外の下請負契約について制限するものではない。

- (1) 認定事業者は、認定を受けた範囲の中で、校正業務の一部を下請負に出してよいものとする。この場合、下請負先は認定事業者、JCSS認定事業者又はAPLAC/MRA、ILAC/MRAに加盟する認定機関の認定を受けた校正事業者に限るものとする。
- (2) 認定校正業務の一部を下請負に出す場合であっても、認定事業者（元請け）は、設備を含め

その業務の遂行能力を有していなければならない。

(3) 認定事業者は、認定された校正業務を下請負に出した場合には、下請負先から発行された当該下請負業務に係る認定シンボル、JCSS標章又は認定シンボル付の校正証明書を手しなければならない。

(4) 下請負によって実施された校正の結果を校正証明書に引用する場合には、その結果が下請負により実施されたことについての明確な識別をしなければならない。

備考 1：(1)でいう「認定を受けた範囲の中」とは、「認定を受けた事業の区分、種類、事業の範囲の内側を示し、最高測定能力についてもそれより不確かさが小さくならない範囲」を意味する。

備考 2：(4)でいう「引用」とは、この場合、発行する校正証明書の中に下請負先から発行された校正証明書の識別番号を記載し、下請負先の校正証明書を添付することをいう。

5.2.4 現地校正

付属書 2に示す「現地校正を行う場合の要求事項」に適合すること。

5.2.5 ASNITE校正用参照標準

5.2.5.1 保有形態

ASNITE校正事業に用いる参照標準は、認定事業者の保有するものでなければならない。ここで保有とは、所有又はリース契約など長期の使用契約を結び、常に自社の管理下にあることをいう。

5.2.5.2 校正周期

認定事業者は、参照標準について技術的に適切な校正周期を定め、国際単位系 (SI) にトレーサブルな校正を定期的実施しなければならない。

校正周期内であっても、参照標準が滅失その他の事由により、認定事業者が行う計量器の校正を適切に行えなくなった時は、その時点で、国際単位系 (SI) にトレーサブルな校正を受けなければならない。

備考：参照標準の校正周期は、JCSSで定める校正周期を推奨する。

5.2.6 要員

認定事業者は、ASNITE校正事業には自社で雇用した要員を使用すること。ここで、雇用した要員とは、常勤雇用職員の他に非常勤等の雇用契約を結んだ要員であってもよい。

5.2.7 トレーサビリティ方針

認定事業者は、認定センターが別に定める「ASNITE校正トレーサビリティ方針」(CGRP23) に従い、認定範囲内の校正に用いる参照標準及びその他の測定標準を含む校正用設備のトレーサビリティを確保しなければならない。

6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項

申請事業者及び認定事業者は、認定を取得し、その認定資格を維持するために次の掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に公正で誠実な事業を維持すること。

(2) 常に、JIS Q17025 (ISO/IEC17025) 及び ISO/IEC 17011 の関係条項に適合すること。

(3) JIS Q17025 (ISO/IEC17025) 及び ISO/IEC 17011 の関係条項に基づき認定センターが定めた要求事項に適合すること。

- (4) 認定されていることに言及する場合は、認定が授与された事業区分、種類、校正範囲及び最高測定能力の範囲内で行う校正業務についてのみ主張すること。
- (5) 認定センターの信用を落とすような方法で認定を引用しないこと。また、認定センターが、誤解を招くと判断する、又は認めていない内容の認定に関するいかなる表明もしないこと。
- (6) 認定が一時停止され、又は、取り消された場合、直ちに認定の引用を含む広報物の使用を停止すること。
- (7) 認定が取り消された場合、速やかに認定証を認定センターに返納すること。
- (8) ASNITE校正によって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定を利用しないこと。
- (9) 校正証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されることがないように確保すること。
- (10) 校正証明書、校正ラベルへの認定シンボル及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (11) 認定事業者として定期検査を受けること。また、認定事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合は、臨時検査を受けること。また、認定センターから参加を求められた場合は技能試験に参加すること。
- (12) 認定の要件への適合性を認定センターが確認するための審査又はサーベイランスを受け入れ、かつ、すべての校正区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見などにおいて、必要な便宜を図り協力すること。また、必要な手数料を支払うこと。
- (13) 認定センターから認定の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措置の完了を知らせること。

7. 技能試験要求事項

7.1 技能試験の分類

認定センターが実施する又は利用する技能試験は、試験所間比較であることを原則とし、次のとおり分類される。

- (1) 認定センターが実施主体となっていく試験所間比較
- (2) 外部の技能試験プロバイダが実施する試験所間比較であって、認定センターが審査・承認したものの。
- (3) APLAC等の国際機関が実施する技能試験 / 試験所間比較プログラム
- (4) 認定審査チームが現地審査等で実施する測定監査

7.2 技能試験への参加に関する要求事項

- (1) 申請事業者は、認定を受ける前に申請分野の中で少なくとも1つの校正方法（類似する校正方法を含む。）について前7.1項に規定する技能試験のいずれかに参加し、良好な結果を得なければならない。また、認定事業者は、認定取得後少なくとも4年に1回は前7.1項に規定する技能試験のいずれかに参加し良好な結果を得なければならない。このため、認定事業者及び申請事業者は、認定センターから技能試験プログラムへの参加の要請があった場合には、正当な理由がない限り、これに参加しなければならない。

備考：技能試験 / 試験所間比較プログラムに参加し、良好な結果を得るということは、技能試験 / 試験所間比較の結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結果を得た場合についても適切な原因究明及び必要な場合改善が実施され、その結果、申請

事業者又は認定事業者の技術能力が適切であることを適切な証拠提示により実証できた場合をも意味する。

- (2) 技能試験には、認定事業者及び申請事業者を参加させるものとする。また、申請予定者であって、該当する技能試験で採用する校正方法又はそれに類似する試験の実績を有する事業者は参加することができる。
- (3) 申請事業者及び認定事業者は、技能試験の参加手数料を実施機関に支払わなければならない。手数料については、ASNITE 校正認定の取得と維持のための手引き(CGRP22、以下「手引き」という)を参照のこと。
- (4) 技能試験 / 試験所間比較の結果で不適合な結果を得た場合で、適切な原因究明がされない場合、及び必要な場合に改善が実施されない場合は、その資格を一時停止又は取り消しをすることがある。

8. 認定シンボルの使用に関する規定

8.1 基本方針

- (1) 認定事業者は、認定された事業区分等の範囲の校正を行った場合、認定シンボルを付した校正証明書及び認定シンボルを付した校正ラベルを発行することができる。
- (2) 認定センターは、この一般要求事項に規定する場合を除き、何人も計量器の校正に係る証明書及び校正ラベルに認定シンボル又はこれと紛らわしい表示を付すことを認めない。

8.2 認定シンボル

認定シンボルの形状については次に定めるとおりとし、認定シンボルの色はシンボル全体同一色を原則とする(この認定シンボルの使用には、ILAC-MRAマーク使用契約が必要である)。



8.3 校正証明書等に使用する場合

8.3.1 様式の届出

認定事業者は、校正証明書及び校正ラベル(以下「校正証明書等」という。)に認定シンボルを付す場合は、その校正証明書等の様式を事前に認定センターに届け出なければならない。校正証明書の様式例を付属書 1に示す。

8.3.2 校正証明書等に認定シンボルを付す場合の認定番号の記載

校正証明書等に認定シンボルを付す場合には、8.2項に定めるとおり、認定シンボルに認定事業者の認定番号を付すこと。

備考：認定番号は、一つの事業所に一つの認定番号とし「ASNITE」の文字の後に半角スペースを入れ、それに続いて、ASNITE校正の略号(CG)及び0001から始まる4桁の追い番号を記載したものとする。(例:CG0001)

8.4 宣伝等における認定シンボルの使用

認定事業者は、自身の認定資格の宣伝等の目的のために認定シンボルを使用する場合には、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定シンボルは、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。
- (2) 認定シンボルは、単独で校正証明書等以外に使用することはできないが、認定制度の普及及び啓発の必要性にかんがみ、以下の条件をすべて満たす場合、カタログ、レターヘッド、その他の宣伝文書に認定シンボルの使用を認める。
 認定シンボルは、認定シンボルを説明する文章の中で用いる。
 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。
 認定シンボルには、認定番号を付すこと。
- (3) ILAC-MRA マークを含む認定シンボルは宣伝等に使用できるが、名刺に使用することはできない。名刺には下記の認定シンボルを用いること。



ASNITE CG0000

8.5 認定シンボルの使用停止及び禁止

認定事業者は、認定の資格が一時停止若しくは取り消しになった場合又は認定に係る事業を廃止した場合、直ちに一切の認定シンボルの使用を停止又は中止しなければならない。

9.校正ラベル

認定事業者は、校正証明書を発行した場合のみ、機器や容器等に添付することを目的とした認定シンボル付きの校正ラベルを発行することができる。この場合、次に定める事項を遵守しなければならない。

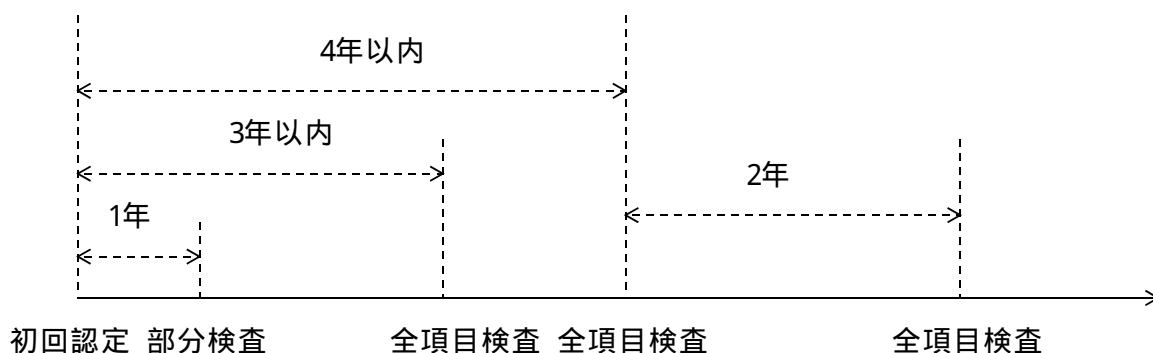
- (1) 校正ラベルは、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい表現をしてはならない。
- (2) 校正ラベルには次の事項を記載しなければならない。(必須)
 校正を行った計量器の識別番号(当該計量器を特定することができるものとする。)
 校正を行った項目(必要な場合、特定の計量仕様の明示)
 校正実施日(校正証明書と同一日とする。)
 校正証明書番号
- (3) 校正ラベルには次の事項を記載することができる。(任意)
 校正事業者の名称又は略称
 次回校正期日(依頼者と認定事業者の合意がある場合のみ。)
- (4) 上記(2)及び(3)以外の事項を校正ラベルに記載する場合は、事前に認定センターの承認を得なければならない。
- (5) 上記(2)及び(3)の一部の事項のみを校正ラベルに記載する場合は、認定シンボルを付すことができない。
- (6) 校正ラベル自身が、5.2.2項で定める校正証明書の要件を満たしていれば、それを校正証明書として機器や容器等に添付することができる。
 ただし、認定シンボルを付していない校正ラベルとして認められる例を付属書1に示す。

10.届出の義務

認定事業者は、認定内容に係る重大な変更、事業の承継、事業の廃止及び認定された校正事業の実績について届け出なければならない。詳細は、「ASNITE校正認定の取得と維持のための手引き」を参照のこと。

11. 契約検査

(1) 認定事業者は有料の契約検査（定期検査又は臨時検査）を受けなければならない。定期検査は認定後1年以内実施し、その後は原則として2年ごとに1回実施する。このうち、認定取得後1年以内の定期検査は、要求事項を部分的に確認する部分検査で、2年ごとの定期検査は、初回審査時と同様に JIS Q17025の全要求事項及び全認定範囲を確認する全項目検査で、検査のプロセスは、基本的に初回審査と同様である。また、これらの定期検査は有料サービスであり、認定事業者は手数料を支払わなければならない。



(2) 認定事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合は、臨時検査を受けなければならない。臨時検査は前もって事業者と予定を調整して行う場合と、抜き打ちで行う場合の両方がある。

(3) 契約検査において、認定基準に適合していないと認められるとき、認定センターはASNITE校正認定の一時停止又は取消しを行うことができる。

これらの詳細は、手引きを参照のこと。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

付属書 1 校正証明書 1ページ目の様式例等



総数 頁のうち 頁
証明書番号 YYYYYY

注 1)	YYYYYY
	ASNITE-CAL MRA/IAJapan CGXXXX
	ZZ-ZZ

校正証明書

(校正マーク)

依頼者名 株式会社
住所 県 市 町1-2-34
品名及び数量
機器番号 No.1234
製造者名 株式会社
校正項目
校正方法 による 方式
当社「校正手順書」による
校正年月日 ZZ年 ZZ月 ZZ日

校正結果は次頁に示すとおりであることを証明します。

年 月 日

県 市 町1-2-34 × × ×
株式会社
センター所長

印

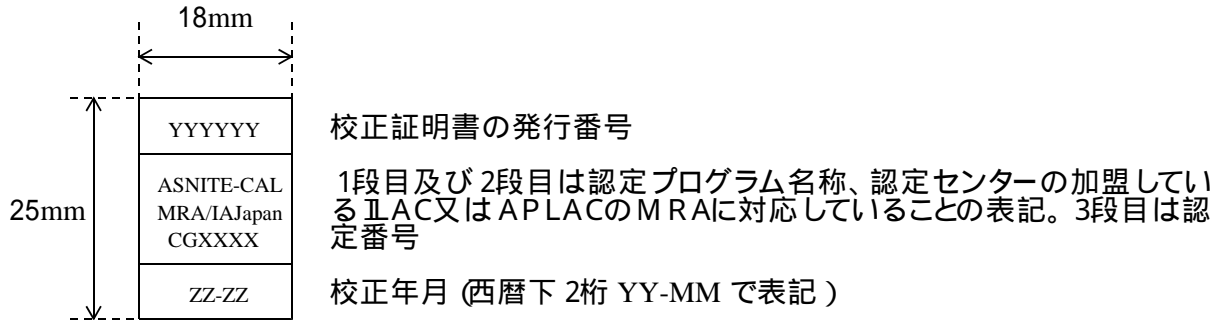
-
- ・この証明書は、国際単位系(SI)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。
 - ・発行機関の事前の承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
 - ・当社は、JIS Q17025(ISO/IEC17025:1999)に適合しています。
 - ・この証明書は、ILAC (国際試験所認定協力機構)及びAPLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構)のMRA (相互承認)に加盟しているIAJapanに認定された校正機関によって発行されています。この校正結果はILAC/APLACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。

注 2)

注1) 校正マークと校正ラベルの使用について

認定シンボルを付していない校正ラベルを使用する場合は、校正証明書に注1)の校正マークを表示すること。校正証明書が1ページ以上になる場合も、2ページ目以降にも校正マークを表示すること。

校正マーク及び校正ラベルの様式例



1. レイアウト

校正ラベルのレイアウトは校正証明書に表示した校正マークのレイアウトに対応していること。

2. 大きさ

校正ラベルの大きさは、基本的に校正証明書に表示したものを基本の大きさとし、貼付する校正器物が小さい場合等は明確に判読できる範囲で縮小できる(ただし、校正マークで規定されているものであること)。

3. 色

校正ラベルは、青 (DIC142 50%) で記述は黒とすること。認定センターの承認を受ければ例外は可能である。

4. 品質

校正ラベルは、可能な限り次のようなことを防止するように必要事項が記載され、適切な素材で作成されること。

- ・ラベルが校正された器物から故意ではなくはがれてしまうこと。
- ・摩耗や劣化で破れたり、汚れたり、読めなくなること。
- ・校正された器物の操作性を制限すること。

注2) 欄外の記述の英文表現例

This certificate is based on the result of calibration in accordance with measurement standards traceable to the International System of Units(SI). The certificate shall not be reproduced except in full, without the prior written approval of the issuing laboratory.

Our calibration laboratory satisfies the requirements of JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025).

This calibration certificate was issued by the calibration laboratory accredited by IAJapan who is a signatory to the Mutual Recognition Arrangement (MRA) of International Laboratory Accreditation Cooperation (ILAC) and Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation (APLAC). This (These) calibration result(s) may be accepted internationally through ILAC/APLAC MRA.

付属書 2 現地校正を行う場合の要求事項

1.目的・適用範囲

この文書は、常設校正施設以外の場所で校正を実施する申請 / 認定事業者に対する要求事項を規定するものである。

2.用語

この付属書では、次の定義を適用する。

- 2.1 常設校正機関 :恒久的校正施設により校正業務を実施する事業者。
- 2.2 常設校正施設 :事業者の認定に係る計量器の校正を行う部署 (事業所)のうち、恒久的な校正施設をいう
- 2.3 現地校正 :常設校正施設がある構内や敷地以外の場所で、校正事業者の職員により行われる校正。
現地校正の種類は次のとおりとする。
 - (a) 出張校正 :職員が派遣されて依頼者の施設内で実施する校正。
 - (b) 移動校正 :職員が派遣されて校正機関の所有する校正車内等で実施する校正。
- 2.4 依頼者 :認定事業者のサービスを受ける人又は組織

3.現地校正の要求事項

3.1 一般

- 3.1.1 現地校正はJIS Q 17025の要求事項を満たすこと。
- 3.1.2 現地校正で用いる施設・設備が依頼者や第三者の所有である場合には、認定事業者は現地校正の運営に関する2者間の契約を確実にしていること。この契約は、現地校正において日々の管理を行う申請者の現地担当者のメンバー、要員及び設備を特定する内容であること。契約は、現地校正で用いる設備の維持・校正について、及び申請者が雇用する現地校正管理者による局地的管理について必要なサービスの規定も取り決めること。

3.2 品質システム、組織

- 3.2.1 品質マニュアルは、現地での校正・操作についての取決めを含むこと。これは、適切な場合、次を含むこと。
 - (a) 移動校正の識別を含む現地校正現場の最新の記録、
 - (b) 現地校正現場の施設 (設備)の最新の記録及びその使用目的、
 - (c) 現地で実施する校正対象及び校正方法のリスト、
 - (d) 現地校正の運営に対する関係職員の責任・権限を含む十分な職務規定
 - (e) 現地校正を行う全ての品質上の取決めがこの一般要求事項を満たすこと。
- 3.2.2 品質マニュアルの関連部分は現地で校正要員が利用できること。
- 3.2.3 品質システムの監査 (内部監査を含む)及び見直しは、常設校正機関に適用されるものと類似の手順で実施すること。監査は、職員の現地校正の実施観察を含むのが望ましい。
- 3.2.4 品質管理者又はその代理者には、監査・見直し計画の一部として現地校正に同行しなければならない。このような同行の頻度は、品質システムの維持を確実にするために必要な程度とする。これらの結果の記録は、認定センターの審査員によるサーベイランスの際に調査される。

3.3 職員

- 3.3.1 認定事業者は、現地校正を実施する職員が適切に訓練され、技術的能力があることを確保する手順を持つこと。特定の校正を行う全ての職員の技術的能力の証拠が常に利用できること。
- 3.3.2 認定事業者が雇用していない現地の要員が校正の支援を行う場合、訓練された職員による適切な監督が行われること。
- 3.3.3 認定事業者が雇用していない現地の要員は認定校正を行ってはならない。

3.4 設備

- 3.4.1 現地校正で用いる校正用機器の運転、維持及び校正の手順があること。このような設備に係る文書は現地で原本又は管理文書として利用できること。
- 3.4.2 さらに、現地への輸送後、校正・測定設備がサービスでき、校正できる状態であることを確保するための対策が取られること。現地で校正に必要な全ての設備が利用できるかチェックするためにチェックリストが使われることが望ましい。
- 3.4.3 認定事業者の職員が依頼者又は他の組織が所有する校正用機器を使う場合、校正に適した状態であり、校正されていることを確保すること。校正の結果は、現地校正の不確かさが確定できるものでなければならない。このような設備は通常、校正と校正の間、適した状態であることを確保するために契約が結ばれていることが望ましい。

3.5 トランスファスタンダード

- 3.5.1 現地でトランスファスタンダードを使う場合、輸送中及び現地での必要な校正状況が維持されるよう適切な対策が取られること。起こりうる環境変化、主電源及び他の関連するパラメータの変化に対するトランスファスタンダードの反応が分かっていること。
- 3.5.2 トランスファスタンダードは、認定事業者自らが保有するものであり、常に適切な環境で維持すること。

備考：「保有」とは、所有のみならず、レンタルやリース契約であってもよい。

3.6 校正の方法と手順

- 3.6.1 校正が現地で実施されるための校正手順は全ての校正要員が現地で利用できること。
- 3.6.2 現地で校正に用いる標準及び参照データを最新に維持することを確保する品質システムを持つこと。

3.7 環境

- 3.7.1 校正用機器の性能に関する環境の効果をチェックする手順があること。要員は関連の環境パラメータの校正用機器に現地でアクセスできること。
- 3.7.2 校正は、結果を無効にするような環境下で実施してはならない。
- 3.7.3 校正エリアでは整理・整頓を確保する適切な対策が取られること。

3.8 不確かさ

- 3.8.1 測定の不確かさは、環境条件等の影響を考慮した解析について合意された方法を用いて推定されること。現地校正の最高測定能力は、通常、常設校正施設が宣言したものではない。現地校正の最高測定能力は、認定又は申請事業者によって宣言されなくてはならない。宣言された現地校正の最高測定能力は、可能な限り審査員の測定監査等によって確認されなければならない。

- 3.8.2 認定事業者の技術担当者は、事前に現地校正時を模擬した校正手順について不確かさの算出を行い、現地へ派遣する校正従事者に校正の不確かさ算出が容易となるような校正方法(手順)を備えること。その方法には、事前に想定した環境条件以内であることを校正従事者が確認するステップを含むこと。

備考:現地校正時を模擬した校正手順の不確かさの算出については、次のような事例を参考にするとよい。

例1) 現地で1回の測定を採用し統計処理をしない場合の不確かさ

被校正デジタル計測器のバラツキが1カウント以内の桁までを測定有効桁とし、不確かさはその下の桁の1/2とする。使用する計測器・校正器はJcss等の認定校正機関等による校正がほどこされていること。

例2) 現地で複数回の測定を行う場合の不確かさ

ランダム変数としてばらついている桁のデータも利用する場合は、事前に常設施設で現地校正時を模擬した校正手順により多数回の観測したデータから求められたプールされた標準偏差 S_p / \sqrt{n} によるタイプAによる不確かさとタイプBによる不確かさにより求められた拡張不確かさを用いるようにすれば現地で不確かさ計算は不要となる。校正値は一般に平均値を求め、参照標準の校正証明書の校正値を用いて補正されること。トランスファスタンダードは校正周期・期間の長期安定度が考慮されていること。この場合、現地での測定回数は GUM Annex C3.8の t分布の分散の式が成立する $n=4$ 以上 (~15回)とする。トランスファスタンダードに標準分銅や標準抵抗のような標準器を用いない場合は、事前に国際単位系(SI)にトレーサブルな校正がされた計量器を用いること。

3.9 記録

- 3.9.1 全ての得られた結果を記録・報告する手順があり、それらは認定事業者により運営されている品質システムと連携していること。現地で保持される全ての関連文書についての機密を確保する手順があること。

3.10 校正証明書

- 3.10.1 校正証明書の内容に関する認定センターの通常の実務事項に加え、現地で行われた校正の証明書には、その場所を記載すること。

3.11 申請時及び認定後の手続き

- 3.11.1 現地校正が申請事業者の申請範囲に含まれる場合、申請書にその旨記載すること。特に、現地校正についての最高測定能力が常設校正施設でのものと異なる場合には、個別に記載すること。また、現地で使用するための校正手順書等が常設校正施設で使用するものと異なる場合には、その手順書を認定センターに提出すること。
- 3.11.2 申請事業者及び認定事業者は、申請に係る認定審査時及び認定後のサーベイランス時に、認定センターが、最高測定能力の評価を含む現地校正における実務事項の適合状況を確認するために、現地校正への審査チームの同行を求めた場合、これに協力すること。

付属書 3 仕様への適合性の評価に関する指針

1. この指針は、ある測定が規定された仕様に対して実施され、その依頼者又はその仕様が適合性の声明を要求している場合、証明書は測定結果が仕様への適合を示しているかを明示する記述を含むべきである。不確かさが適合声明と関係がある場合、多くの可能なケースがあり、それらは以下のように吟味される。
2. 最も単純なケースは、与えられた信頼の水準の不確かさの中に広がる測定結果が規定の仕様限界（どちらか一方又は両方）の外又は内に入ってはならないということを仕様が明確に規定している場合である。これらの場合（付属書 3.A のケース 1、5、6 及び 10）（不）適合の評価は容易であろう。
3. 仕様が証明書で適合声明を要求しているが、適合の評価に際して不確かさの効果の考察が引用されていないことが多く見受けられる。このような場合、不確かさを考慮せずに測定結果が仕様限界内にあるかどうかに基づき、ユーザが適合の判断をするのが適切かもしれない。これは、合意された測定方法で測定された後、製品が仕様を満たしていないかも知れないといういくらかのリスクをエンドユーザが負うため、しばしば「分担されたリスク」と呼ばれている。この場合、合意された測定方法の不確かさは容認できるものであるという明らかな仮定があり、必要な場合評価できるということが重要である。
4. 依頼者と事業所の合意又は実施規範又は仕様が、不確かさは適合の判定の際無視できると規定することがあるかもしれない。このような状況では（上記の）分担リスクに関する同様の考察が適用される。
5. 基準、測定仕様、依頼者の要求事項、又は実施規範がない場合、次のアプローチが推奨される、
 - (a) 仕様限界が、信頼の水準 95% の拡張不確かさ区間の半分により拡大された測定結果により破られていないならば、仕様への適合が宣言できる（付属書 3.A のケース 1 及び 6）。
 - (b) 測定結果が拡張不確かさを差し引いても仕様の上限を越えている場合、仕様への不適合が宣言できる（付属書 3.A のケース 5）。
 - (c) 測定結果が拡張不確かさを加えても仕様下限を下回っている場合、仕様への不適合が宣言できる（付属書 3.A のケース 10）。
 - (d) 測定された値が仕様限界に十分に接近しており、拡張不確かさ区間の半分が限界とオーバーラップしているならば、規定の信頼の水準で適合や不適合を確定するのは不可能である。測定結果及び拡張不確かさは適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告されるのが望ましい。この状況（付属書 3.A、ケース 2、4、7 及び 9）をカバーする適切な声明は、例えば次のようなものであろう。

測定結果は測定の不確かさ以下の境界で仕様限界の上（下）にある。したがって、信頼の水準 95% で適合 / 不適合を宣言することはできない。しかし、95% 以下の信頼の水準が容認できるならば、適合 / 不適合の宣言は可能かも知れない。

法律がどうしても合否の決定を要求するならば、ケース 2 及び 7 は（信頼の水準 95% 以下で）仕様限界への適合を宣言できる。付属書 3.A のケース 4 及び 9 の場合、仕様限界への不適合は（信頼の水準 95% 以下で）宣言できる。

可能な場合、再測定が望ましい。同一測定対象のすべての測定結果の平均値及びこの平均値の新しい不確かさを推定した後、上記と同様の判断が行われるのが望ましい。

- (e) 測定結果がちょうど仕様限界にあるならば、規定の信頼の水準での適合や不適合の宣言はできない。測定結果及び拡張不確かさは、規定の信頼の水準では適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告するのが望ましい。これらの状況（付属書 3.A のケース 3 及び 8）をカバーする適切な記述は例えば、次のようなものであろう。

測定結果は仕様限界に等しい。したがって規定の信頼の水準では適合又は不適合の宣言はできない。

法律が 3 項の規定を考慮した信頼の水準を無視して適合や不適合の形態で評価する声明を要求するならば、声明は仕様の定義に依存し、次のようなものが考えられる。

- ・ 仕様限界が < 又は > で規定され、測定結果が仕様限界に等しいならば、不適合が宣言できる。
- ・ 仕様限界が 又は で規定され、測定結果が仕様限界に等しいならば、適合が宣言できる。

付属書 3.A

ケース 1

不確かさ区間の半分を上へ伸ばしても、測定結果は上限以下である。したがって製品は仕様に適合している。

ケース 2

測定結果は上限以下だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって適合の宣言はできない。しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら適合声明は可能かもしれない。

ケース 3

測定結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、仕様限界が \leq で定義されるなら、適合の声明は可能かもしれない。仕様限界が $<$ で定義されるなら、不適合の声明が可能かもしれない。

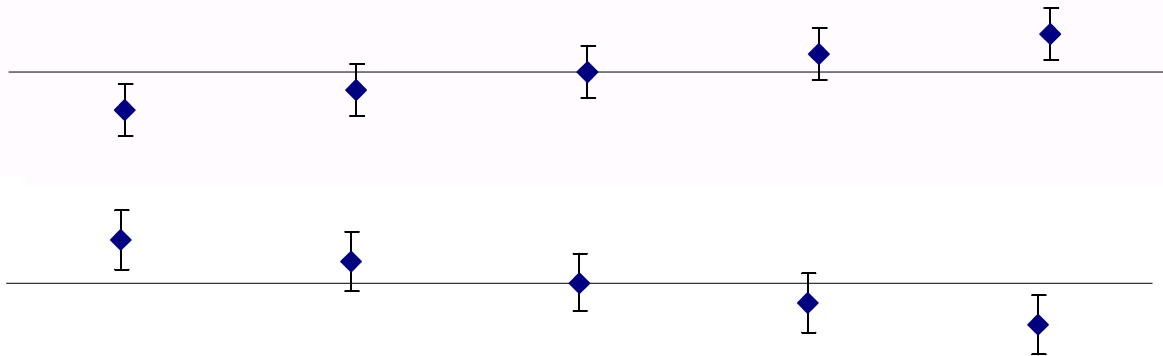
ケース 4

測定結果は上限以上だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって不適合は宣言できない。しかし、95%以下の信頼の水準が容認できるなら、不適合声明は可能かもしれない。

ケース 5

不確かさ区間の半分を下へ伸ばしても測定結果は上限を越えている。したがって、製品は仕様に適合しない。

上限



下限

ケース 6

不確かさ区間の半分を下へ伸ばしても、測定結果は下限以上である。したがって、製品は仕様に適合している。

ケース 7

測定結果は下限以上だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって適合の宣言はできない。しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら適合声明は可能かもしれない。

ケース 8

測定結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、仕様限界が \leq で定義できるなら適合の声明は可能かもしれない。仕様限界が $<$ で定義されるなら、不適合の声明が可能かもしれない。

ケース 9

測定結果は下限以下だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって不適合は宣言できない。しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合声明は可能かもしれない。

ケース 10

不確かさ区間の半分を上へ伸ばしても、測定結果は下限を越えている。したがって、製品は仕様に適合しない。

付属書4 遠隔校正を行う場合の特定要求事項

序文

近年、GPS 信号を使用した時間・周波数の校正や放射線、長さ(三次元測定器)等の校正の分野において、インターネットや他の通信手段を介しての校正プロセスの自動制御やデータ転送等の利用による遠隔校正技術が開発されたことにより、このような形態の校正に対するISO/IEC 17025要求事項の適用について国際的に整合化された指針が必要となった。この文書は、ASNITE 校正の審査において関連するISO/IEC 17025要求事項に整合した解釈を与える目的で作成された。

1.目的・適用範囲

この付属書は、ASNITE 校正で認定を受けた校正事業者(以下「認定事業者」という)が遠隔校正を実施する場合の特定要求事項を規定するものである。

2.用語

この付属書では、次の定義を適用する。

2.1 遠隔校正:認定事業者の常設校正施設以外に設置された顧客の校正器物を対象に、校正に関わる情報を顧客と交換することにより認定事業者の要員を派遣することなく認定事業者が行う校正。

参考:ここで顧客と情報を交換することには次のようなものを含む。

- a) 遠隔操作のための制御情報の認定事業者から顧客への送信
- b) 校正・測定データ等の取得、伝送に関するセキュリティの確保のための指示、確認
- c) 現地施設で取得した校正・測定データ、環境データ等の認定事業者への伝送
- d) 現地施設における支援要員及び校正実施状況の監視
- e) その他校正に必要な情報交換、作業指示等

2.2 遠隔校正事業者:遠隔校正業務の実施主体である認定事業者。校正証明書の発行を含み、遠隔校正結果の全体に責任を有する。

2.3 遠隔校正用仲介器:顧客の校正器物設置場所に送付され、認定事業者が顧客の校正器物を校正する際の仲介物として使用される測定用装置等。

参考:ここでいう測定用装置等には計量標準や仲介用信号も含まれる。

2.4 常設校正施設:計量器の校正等を行う認定事業者の部署(事業所)のうち、恒久的な校正施設をいう。

2.5 現地施設:遠隔校正される校正器物が設置された施設。

2.6 遠隔校正用現地設備:現地施設内で使用される遠隔校正のための設備、機器。現地施設での校正作業の操作に必要な機器や環境条件測定装置等を含む。

2.7 校正要員:遠隔校正事業者の職員であって、現地施設における校正作業の遠隔操作を行う要員。

2.8 支援要員:遠隔校正事業者と顧客又は第三者との契約に基づく校正の顧客又は第三者の要員であって、現地施設内において、校正器物、遠隔校正用仲介器及び遠隔校正用現地設備の操作を行う者。

2.9 支援サービス:遠隔校正実施のために契約した支援要員が行う業務

2.10 顧客:校正の依頼者

3.遠隔校正の要求事項

3.1 組織

3.1.1 顧客からの支援サービスを含め、遠隔校正事業者は、遠隔校正全体が ISO/IEC 17025 の関連要求事項を満たすことに責任がある。

3.1.2 遠隔校正事業者は、自身の業務範囲と遠隔校正の実施に必要な支援サービスの内容を明確に規定すること。

3.1.3 遠隔校正事業者は、支援要員を含み遠隔校正の実施に当たるすべての要員の責任、権限及び相互関係を明確に規定すること。

3.2 マネジメントシステム

3.2.1 マネジメントシステム文書は、遠隔校正事業者の施設及び現地施設での校正・操作等について規定していること。この中には、必要かつ適切と判断される場合には、次の事項を含むこと。

a) 遠隔校正に必要な施設、設備及び機器

b) 校正器物及び校正方法

c) 現地施設でのデータの入力又は収集、保管及び伝送手段(データの改ざん防止のための方策を含む)

d) 遠隔校正用現地設備の性能を確認する方法

e) 遠隔校正の運営に対する関係職員の責任・権限

f) 支援要員の指名を含めた顧客との契約

g) 校正のために必要な支援要員に対する指示文書、及び必要な場合には支援要員に対する指導・訓練の手順

h) 現地施設に対する要求条件

i) 遠隔校正事業者の施設でのデータ処理、証明書発行に関する手順

3.2.2 遠隔校正事業者は、支援要員が操作や作業を誤り無く実施するために必要なすべての手順書、指示文書を提供し、支援要員が必要な場合、いつでも利用できるようにすること。

参考:指示文書は、顧客が現地施設管理用に保有する手順書等によって補完される場合がある。

3.2.3 遠隔校正事業者は、顧客又は支援要員が校正・測定データの恣意的な改ざんにより不当な利益を得ることが困難なように、マネジメントシステムを構築すること。

参考:支援要員の作業時にデータを同時に転送・確認する。あるいは、遠隔校正用仲介器の校正値を、支援要員と顧客に開示しない等の手段が考えられる。

3.3 契約の内容の確認

3.3.1 遠隔校正事業者は、遠隔校正の適切な運営のために顧客又は第三者からの支援サービス等が必要な場合、顧客との間でこの支援サービスの提供について契約を結ぶこと。この契約は、顧客に対して校正業務を提供することを示す書面に含まれることが望ましい。契約には次の事項を含むこと。

a) 支援サービスの内訳(例えば、遠隔校正用仲介器の取扱い、現地施設、遠隔校正用現地設備、支援要員の提供等)

b) 支援サービスの期間

c) 支援サービスの条件(例えば、有償/無償、支援要員の教育訓練の必要性等)

d) 支援サービスのために実施される指導・訓練、資格付与の概要

e) 支援サービスの機密保持、公正性に関する誓約

f) 不適合が発見された場合の処置と責任

3.4 サービス(業務)の購買

- 3.4.1 遠隔校正事業者は、支援要員が現地施設で使用する遠隔校正用現地設備、遠隔校正用仲介器の取り扱い及び操作について指導・訓練され、適切な能力を有することを確実にしなければならない。また、遠隔校正用現地設備等の顧客又は第三者から提供される設備・機器について、それらの性能が要求する仕様に適合していることを確実にしなければならない。遠隔校正事業者は、顧客又は第三者から提供される支援サービスを評価し、承認する責任を負う。
- 3.4.2 これらの評価のため、必要な場合には遠隔校正業務実施時までに現地施設で評価を行うこと。また、遠隔校正業務実施後も必要に応じ現地施設に出向き評価を行うことを含むこと。

3.5 記録の管理

- 3.5.1 校正・測定データの収録にパーソナルコンピュータ等が用いられる場合、顧客に他の顧客の情報が漏洩しないよう、遠隔校正事業者は機密保持に関する十分な対策を講じなければならない。
- 3.5.2 校正・測定データ改ざん防止のためのデータ入力又は収集、保管、伝送時のアクセス制限や電子的に保存されている校正・測定データのバックアップについて有効な方策が講じられなければならない。
- 3.5.3 遠隔校正事業者は、必要に応じて現地施設で実施された測定の結果を環境条件等の関連観察記録とともに保管すること。

3.6 内部監査

- 3.6.1 内部監査は、顧客から提供される支援要員及びその支援サービスについてもカバーしなければならない。少なくとも支援要員に対する指導・訓練記録や校正前のチェック等で、提供された支援サービスが遠隔校正事業者の要求する仕様を含め「ASNITE 校正認定の一般要求事項」に適合しているかについて評価すること。
- 3.6.2 内部監査の結果又は苦情を通じ、顧客から提供された支援サービスに不適合が発見された場合は、遠隔校正事業者の責任においてこの不適合を解決し、再発防止対策等を講じること。

3.7 支援要員

- 3.7.1 遠隔校正事業者は、支援要員の行う作業が校正の結果に重大な影響を与える場合は、遠隔校正業務開始時までに関連する装置等の操作が適切に行えることを確認し、資格を付与すること。また、必要であれば支援要員に対し指導・訓練を行うこと。ただし、顧客が ISO/IEC 17025の認定を取得した校正機関であって、該当する作業が認定の範囲に入っている場合は、顧客との契約によりその指導・訓練業務の実施を顧客に委託することができる。

参考:指導・訓練の程度は支援要員が行う作業の重要性に依存する。指導・訓練は、遠隔校正事業者が直接行うことを原則とするが、顧客の企業グループ等における指導・訓練の記録又は当該技術に関わる製造者等の指導・訓練記録を見て、適切であることを判断することもある。

- 3.7.2 支援要員には、指示文書又は指導・訓練に含まれる範囲以外の作業は行わせない。ただし、指示文書にない作業であっても、校正要員の指示による作業は行うことができる。
- 3.7.3 支援要員は、遠隔校正事業者の指示による遠隔校正実施時には、遠隔校正事業者

の契約要員として校正の実施に関する責任を持つことに合意し、公平性を確保することを誓約すること。

3.7.4 遠隔校正事業者は、支援要員が行う作業をビデオモニター等によりリアルタイムで監視・監督することにより、規定した手順に従って支援要員が適切に業務を行うことを確実にすること。

参考：校正作業の監視は必ずしも時間的に継続した監視を意味しておらず、作業の重要ポイントについて適宜確認することでもよい。

3.8 施設及び環境条件

3.8.1 遠隔校正事業者は、規定慣らし時間を含め、要求される環境条件が現地施設において遠隔校正の実施期間中、満たされていることをチェックできること。

3.9 校正方法及び妥当性確認

3.9.1 遠隔校正事業者は自身が実施する遠隔校正方法の妥当性を確認する。この時には次のような事項を確認することが望ましい。

- a) 遠隔校正結果と通常行われている他の校正（持ち込み校正等）結果との比較
- b) 複数の校正事業者による相互遠隔校正の結果
- c) 遠隔校正方法についての論文（査読されていることが望ましい）

3.9.2 現地施設における校正作業は遠隔校正事業者が管理すること。校正作業の監視、遠隔校正事業者と顧客が適宜情報交換するための伝達手段について手順を有すること。

3.9.3 現地施設における支援要員の操作と取得されるデータは、校正実施期間を通じて適宜遠隔校正事業者が把握できること。

3.9.4 装置の操作、校正・測定データの入力又は収集、データ伝送がソフトウェアによってコントロールされる場合は、それらのソフトウェアは遠隔校正が円滑に実施できるものであり、適切に妥当性が検証され十分に文書化されていること。

3.9.5 装置の操作、校正・測定データの入力又は収集、データ伝送がインターネットを通じて実施される場合は、認証、アクセス管理、機密保護、データの完全性保護、プライバシー保護を含むセキュリティ対策が適切に機能していること。

3.9.6 遠隔校正の校正・測定能力は、遠隔校正事業者によって宣言されなくてはならない。

3.9.7 不確かさのバジェットには、遠隔校正事業者における遠隔校正用仲介器の取扱い、現地施設の環境管理、遠隔校正用仲介器の現地施設への輸送及び顧客による取り扱い、データ伝送等遠隔校正特有の不確かさ要因が考慮されること。

3.9.8 遠隔校正事業者は、現地施設の環境条件の不確かさへの影響について評価し、必要であれば維持すべき環境条件を顧客に通知すること。

3.10 遠隔校正用仲介器

3.10.1 遠隔校正用仲介器を輸送する場合、遠隔校正に使用する際に必要な性能が維持されるよう適切な対策が取られること。また、輸送に伴う不確かさの増加について評価すること。

3.10.2 起こりうる環境変化、主電源及びその他の関連するパラメータの変化に対する遠隔校正用仲介器の特性が把握されていること。

3.10.3 遠隔校正用仲介器を顧客に輸送する場合、顧客に遠隔校正用仲介器及び付属品のリストを提供すること。また、必要に応じ遠隔校正用仲介器の開梱、梱包、取り扱い、設置等についての説明書を提供すること。

3.10.4 遠隔校正用仲介器の記録は、輸送の履歴に加え、輸送前後のチェック結果、あらゆる

る調整の詳細、損傷や不具合の原因となりうる事故の詳細を含むこと。

3.10.5 遠隔校正用仲介器が調整可能なタイプのものである場合、必要に応じて現地施設での不要な調整から保護する対策が取られること。

3.11 校正証明書

3.11.1 校正の証明書には、校正証明書の内容に関する認定事業者の通常の要求事項に加え、遠隔校正で実施されたこと、現地施設の場所を記載すること。

3.11.2 遠隔校正証明書を電子的に作成し通信回線を経由して顧客に送付する場合は、送付途中での改ざん等が起こらないよう対策を講じること。

今回の改正のポイント

改正の背景について

遠隔校正を行う場合の特定要求事項の追記。

主な改正箇所について

本文中の改正部分には下線が付してあります。